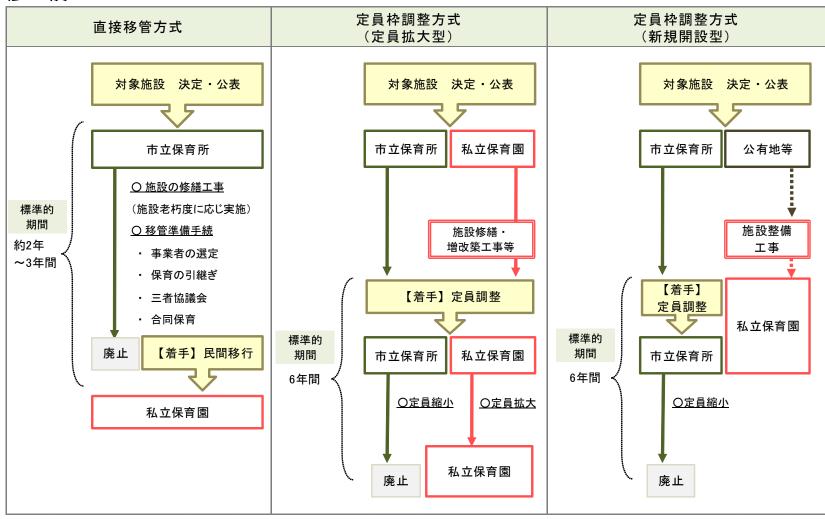
新旧対照表(今後の保育行政のあり方に関する基本方針)

頁数	修正後			修正前		
3	(3) パブリック・コメント			(3) パブリック・コメント		
	本方針の素案に対して、市民の皆様から幅広く意見をいただくために、 <u>平成</u>			本方針の素案に対して、市民の皆様から幅広く意見をいただくために、 <u>平成</u>		
	25年6月3日	から平成 25 年 7 月 31 日まで、	2	5年 月 日から	o平成年 月 日まで、	
16	【図表 5-3-1】	今後の財政見通し[普通会計](資料:第6次府中市総合計画	1	【図表 5-3-1】今	後の財政見通し[普通会計](資料: 第6次府中市総合計画	
			_	<u>(案)</u>)		
22	■今後の役割と重点強化すべき機能・取組(運営主体別)			■今後の役割と重点強化すべき機能・取組(運営主体別)		
	(略) <u>重点強化</u> すべき機能・取組			(略) <u>重点化強化</u> すべき機能・取組		
23	イ 認可保育所定員の最適化			イ 認可保育所定員の最適化		
	(略) エリア内の施設 <u>等の</u> 定員 <u>数</u> (供給量)、待機児童数及び就学前児童数			(略) エリア内の	施設定員 (供給量)、待機児童数及び就学前児童数等(需	
	等(需要量)を踏まえ、 <u>エリア内及びエリア間</u> での定員調整を検討することにより、認可保育所定員の最適化を進めます。			要量)を踏まえ、エリア間での定員調整を検討することにより、認可保育所		
				定員の最適化を進めます。		
24	(2) 重点化集約化施設の選定と今後の位置付け			(2) 重点化集約化施設の選定と今後の位置付け		
	対象施設の選定に当たっては、次の視点と優位性に基づき総合的に判断し、			対象施設の選定に当たっては、次の視点と優位性をもって別に選定し、エリ		
	エリア内の子育て支援の中核となる「基幹保育所」として位置付け <u>る市立保</u>			ア内の子育て支援の中核となる「基幹保育所」として位置付け <u>ます。</u> なお、		
	育所を別に選定します。なお、選定に当たっては、効果的かつ効率的に地域			選定に当たっては、効果的かつ効率的に地域内の子育て支援事業(アウトリ		
				ーチ等)を展開するため、施設所在の視点を重視することとします。 ■選定上の視点と優位性		
	■選定上の視	点と優位性		視点	優位性	
	視点	優位性		施設老朽度	新・改築から年数が経過していないこと	
	施設老朽度	新・改築から年数が経過していないこと(府中市公共施設マネジメント白書(平成		施設規模	現状の延床面積が大きいこと	
		23年3月策定)に基づく老朽化状況に対する評価指標に準拠		施設所有関係	建物の所有者が府中市であること	
	施設規模	年度当初の入所児童数(出産予定申込みによる入所予定児童を含む。)が多いこと		施設所在	エリア内の中心部に位置していること	
	施設所有関係	建物の所有者が府中市であること				
	施設所在	エリアの中心部に位置していること(該当施設がない又は複数ある場合、類似取組施設で				
		ある「府中市子ども家庭支援センター」(たっち)から遠距離にあること)				

頁数	修正後		修正前			
28	ウ 市立保育所への民間活力の導入の今後の進め方		ウ 市立保育所への民間活力の導入の今後の進め方			
	(略)このことから、市立保育所における民間活力の導入に当たっては、児			(略)このことから、市立保育所における民間活力の導入に当たっては、児		
	童及び保護者への影響に配慮し、 <u>平成25年8月に策定したガイドライン</u> に			童及び保護者への影響に配慮し、 <u>現在、検討を進めているガイドライン(案)</u>		
	基づく「直接移管方式」に加え、「定員枠調整方式」による手法による民間 活力の活用を検討します。			に基づく「直接移管方式」に加え、「定員枠調整方式」による手法による民		
				間活力の活用を検討します。		
28	ウ 市立保育所への民間活力の導入の今後の進め方		ウ 市立保育所への民間活力の導入の今後の進め方			
	■各方式	■各方式比較表		■各方式比較表		
	方式	定員枠調整方式	方式	定員枠調整方式		
	概要	○ 将来的に利用可能な公有地や市立保育所の敷地等の資源	概要	○ 将来的に利用可能な公有地や市立保育所の敷地等の資源		
		を活用することにより、既存の私立保育園 <u>等</u> の定員拡大又は新		を活用することにより、既存の私立保育園の定員拡大又は新規		
		規開設を実施する。その際、対象となる市立保育所が現在、受		開設等を実施する。その際、市立保育所が現在、受け入れてい		
		け入れている3歳未満児定員数の確保に努める。		る3歳未満児定員数の確保に努める。		
		〇 市立保育所は、児童の新規受入を <u>一部抑制し、一定期間経</u>		○ 市立保育所は新規受入を <u>順次停止し、在所児童の卒園に併</u>		
		<u>過後に</u> 閉園する。(<u>閉園時に当該保育所に在所している児童は</u>		<u>せて</u> 閉園する。		
		近隣の市立保育所へ移行する。)				
	前提条件	○ 私立保育園 <u>等</u> が、施設・定員規模を拡大 <u>又は新規開設</u> する	前提条件	〇 私立保育園が、施設・定員規模を拡大することにより、市		
		ことにより、市立保育所が現に対応している3歳未満児の保育		立保育所が現に対応している3歳未満児の保育ニーズに対応		
		ニーズに対応できること。		できること。		
		【定員拡大型】市立保育所の近隣に私立保育園 <u>等</u> が設置されて		【定員拡大型】市立保育所の近隣に私立保育園が設置されてお		
		おり、規模拡張の余地があること。		り、私立保育園に規模拡張の余地があること。		
		【新規開設型】市立保育所の所在地の近隣に <u>施設</u> 整備に適した		【新規開設型】市立保育所の所在地の近隣に <u>私立保育園の</u> 整備		
		公有地等があること。		に適した公有地等があること。		
28	■各手法イメージフロー図		■各手法イメージフロー図			
	次頁参照			次頁参照		

頁数	修正後	修正前		
29	(イ)対象施設の決定・手法選定	(イ)対象施設の決定・手法選定		
	(略)基点として、 <u>原則、</u> 次の手法(方式)を採用 <u>し、</u> 取組を進めることと	(略)基点として、次の手法(方式)を採用することを <u>原則とした</u> 取組を進		
	します。	めることとします。		

修正前



修正後

